北九州市安全・安心条例行動計画(骨子)について

1 行動計画について

「北九州市安全・安心条例」(平成26年7月施行)の実効性を高めるため、本市の「目指す姿」を描き、「具体的な目標」を定め、それに向かってどのような施策を推進していくかを整理したうえで、市と市民等が一体となって、着実に取り組みを進める。

そのため、「北九州市安全・安心条例行動計画」を策定し、市が市民等と連携して「安全・安心なまちづくり」に向けた施策や取組を総合的、継続的に推進する。

- **2 計画期間** 平成 2 7 年度~平成 3 1 年度 (5 年間)
- 3 目標
 - (1)目指す姿

「日本トップクラスの安全なまち」及び「誰もが安心を実感できるまち」 を目指す。

(2) 具体的な目標

<日本トップクラスの安全なまち>

【目標①】

刑法犯認知件数 11,000 件 ⇒ 8,000 件以下 政令市 11 位 ⇒ ベスト 3

【目標②】

防犯パトロール活動への参加者数 10,000 人⇒20,000 人以上

<誰もが安心を実感できるまち>

【目標③】

「安全だ(治安が良い)」と思っている市民の割合 76%⇒90%以上

4 計画の方向性と主な施策

別紙「安全・安心条例行動計画体系図」のとおり

- 5 今後の予定
 - 6月 常任委員会(報告)
 - 7月 行動計画策定
- 6 資料
 - ・北九州市安全・安心条例行動計画(骨子) 〔資料1〕
 - ・北九州市安全・安心条例(条文) 〔資料 2 〕